

○社会資本整備指針の特徴

- ・ 20年前から「紛争アセスメント」に関心を持っている建設省OBの知事の意志により、トップダウンで短期間に指針策定が実現した。
- ・ 県民主体の視点、政策的視点、コンフリクトアセスメントの視点の3つの視点に立っている。
- ・ 事業は地域から強い要望があることが前提であり、地域から県への要望は具体的な形（地元内の合意形成を含む）まで出来上がっていないと見なされる。

○県民協働会議（みちづくり委員会等の総称）

- ・ 県に提案する具体案をまとめる地域の組織。
- ・ メンバー：地域住民の代表者で構成／役場が地区におろして、地区ごとの方法で選出／反対派と賛成派の両方が含まれるように配慮

○県民協働会議・実施状況（現在は主に道路事業と河川事業であるが、岐阜県の事業は全て対象）

- ・ 道づくり委員会90件中：計画済み50件程度（廃案0件）

○コンフリクトアセスメントの9つの視点

Q. 当事者とは誰か？

A. 当事者とは受益者であり県が意見を尊重すべき者である。どこまでを拾うかについては指針策定時にも議論があった。できるだけ幅広く拾うため、道路であれば、周辺住民・地権者だけでなく道路をよく利用する者も含めている。

Q. 後になって自分が当事者であると気づくケースは多い。当事者が出てくることを想定して、最終的には納得していただくシナリオも必要ではないか。

A. 無関心層に関しては様々議論があるが、行政として最大限の情報提供を行うことが基本である。また、決定後に異論を唱える当事者が出てきた場合も基本的には推進するが、反映できる意見は反映することになるだろう。

Q. 「当事者の意思を最優先」にして作られる計画・事業は公共性を担保できるものになるか？20年、30年を見越した計画が作れるものか？また、当事者の意思の中に受容するかどうかの線引きを行っているか。

A. 岐阜県の基本的なスタンスは地元がほしいと主張するものを提供するところにある。長期的な視野から必要性の高い計画・事業については、理解が得られるようなデータを提供する等の努力を重ねる。事業化した後でもめるか、事業化する前に十分に検討をするかの2つの選択肢の中で、岐阜県は後者を選んだということである。また、当事者の意思の線引きは特に行っていない。

Q. 戦略的プロジェクトをこのプロセスで進める際、プロジェクト会議のメンバー構成（***）で計画をまとめることはできるか。

A. 戦略的プロジェクトの例として、圏域レベルで都市公園の計画策定のために委員会を作ったが、道路など広域に影響を及ぼす計画に関するものはまだない。まとまらない場合、最終的には道づくり委員会に委ねることになる。

Q. 指針や県が考えていることが住民に伝われば「行政対住民」の構造は減ると思うが、現時点でどの程度認知されているか？

- A. 委員会の中でペーパーを出したり、記者発表、ホームページ等でPRしているが、住民だけでなく行政職員であっても認知度は低い。しかし住民からは、行政の態度がお上意識が強く一方的な態度から意見を聴く姿勢に変わったという話が出ている。

Q. P Iの実績を重ねることで、トラブルの未然防止や事業の質の向上等の効果が表れ、最終的にはP Iプロセスも効率化されると思うか？

- A. まだ実績が少なく何とも言えないが、P Iを行うことで住民の中に地元への愛着が生まれる。愛着による二次的な効果も期待している。
- A'. この制度は、行政が本気であることが市民に理解されるという点で大変にインパクトのある制度である。行政に対する市民の信頼が増すことでサイレントマジョリティの関心も高まるのではないか。

Q. P Iにかかるコストはどの程度か。また、行政担当者の業務負担が増えると思うがどのように対応しているか。

- A. 資金面については県には予算はなく、お茶代程度を各々負担している状態である。また、担当者の業務負担については、市町村から強い要望があることが前提になっているので市町村は積極的であるということがある。さらに市町村だけに任せずに県職員も市町村職員と同様に働いているため理解が得られている。集会は夜や土日に開かれて、集会の中で宿題が出るということで、現場の担当者に負担がかかっていることは事実。

Q. P Iを進める中で国からのプレッシャーはないか。

- A. ローカルルールを作る際に補助要綱上認められるかどうか問題になったことがあったが、P Iについては国からプレッシャーのようなものはなかった。

Q. P Iの実施と行政内部での担当者への評価に関係はないか。

- A. 事業化にこぎつけた担当者の評価が上がるというような話はない。

Q. 道路事業のように受益者が出る事業ではなく、産業廃棄物処理施設等の事業でもP Iを行えるか。

- A. まず、産業廃棄物処理施設は県が整備する施設ではないためこの制度では対象外である。しかしこの視点から、県内の各圏域に地球環境村を作ろうという動きがあり、市町村の代表者によ

る今後の産業廃棄物行政についての意見交換会を行っている。産業廃棄物処理施設に関わらず、総論賛成各論反対の事業をどうするかについては現在も議論が続いているところであり、必要な施設は必要であるという意見もあるが、地域に反対されれば結局は止まってしまうため、もっともっと情報を公開して地域に納得してもらおうべきであろうと考えている。

-
- Q. コンフリクトアセスメントはどこまで含むのか。意思決定のプロセスにこの視点を入れていくということか、それともあるプロセスの中に存在するものか。また、コンフリクトの現状を把握するためのものか、行政が事業を進める中でのコンフリクトを予防するためのものか。
- A. チェックシートは事業以外の場面で使うこともあり、ある地域の事業で使うこともある。基本的にはコンフリクトアセスメントの視点に立って事業を進めるということであり、必ずこれを行わなければならないというものではない。紛争の未然防止という視点で作成されている。

以上